

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（修正案）について

- 1 I R 誘致の状況について
- 2 実施方針（修正案）の概要

2021年2月12日

I R 推進局

1 I R誘致の状況について

(1) 事業者公募等の状況

経過	内容
令和元年(2019年) 11月	実施方針(案)の公表【大阪府戦略本部会議・大阪市戦略会議決定】
令和元年(2019年) 12月	募集要項等の公表
令和2年(2020年) 2月	事業者公募における参加資格審査の結果公表 ・応募者数：1者 ・応募者の名称：MGM・オリックスコンソーシアム
令和2年(2020年) 3月	提案審査書類の提出期限を3ヶ月延長(2020年4月頃⇒7月頃)
令和2年(2020年) 6月	提案審査書類の提出期限を当面の間延長 具体的な提案審査書類の提出期限については、 国の基本方針策定後に、その内容及び新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、決定

(2) 国の基本方針等の状況

※ 基本方針(案)に次の修正を行い、令和2年(2020年)12月18日に確定

●追加項目

- ① I R区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保
- ② 都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実
- ③ I R事業者等との接触ルールの策定、I R事業者のコンプライアンスの確保

●区域整備計画の認定の申請期間(政令で定める期間)を変更

- ・令和3年(2021年)1月4日から同年7月30日まで ⇒ 令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)4月28日まで

2 実施方針（案）の修正概要

(1) スケジュール【修正】

- I R施設の開業については、**2020年代後半を想定している**が、世界最高水準のI R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組む。

当初スケジュール		修正後スケジュール		内容
—	—	令和3年 (2021年)	3月頃	実施方針確定・募集要項等修正 参加資格審査の追加受付
令和2年 (2020年)	4月頃		7月頃	提案書類の提出期限
	6月頃		9月頃	事業予定者の選定
	7月～10月頃		10月～1月頃	区域整備計画の作成及び公聴会等の 実施
	11月～12月頃		2月～3月頃	府議会・市会の同意
令和3年 (2021年)	1月～	令和4年 (2022年)	4月頃	区域整備計画の認定の申請
	秋頃		夏頃～	区域整備計画の認定（国）※1 実施協定の締結
—	—	令和5年度 (2023年度)以降		設置運営事業の開始 土地引渡し・工事着工 ※2
—	—	2020年代後半		開業 ※2

※1 国のスケジュールは想定

※2 時期は事業者の提案による

(2) 参加資格審査の追加受付【追加】

- 事業スケジュールなど事業条件の一部を変更することにより、参加資格審査の追加受付を実施

(3) MICE・宿泊施設の段階整備【修正】

- MICE施設のうち展示等施設及び宿泊施設については、段階整備を可能とする。

	施設の規模等	段階整備の条件等
MICE施設	展示等施設：10万㎡以上 国際会議場：最大国際会議室 6,000人以上、 同数以上収容可能な中小会議室群	展示等施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開業時 2万㎡以上 ・ 開業後15年以内 6万㎡以上 (開業後10年以内に拡張計画決定) ・ 事業期間内 10万㎡以上の計画 国際会議場は開業時に整備 <p>※ 段階整備の時期・規模等については、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、展示会等の需要動向、MICEビジネスモデル、事業者の財務状況等を踏まえて、必要に応じ見直す。</p>
宿泊施設	3,000室以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業時 10万㎡以上（客室面積） ・ 事業期間内 3,000室以上の計画 <p>※ 段階整備の時期・規模等については、新型コロナウイルス感染症による影響等も含め、来訪者の需要動向、展示等施設の拡張状況、事業者の財務状況等を踏まえて、必要に応じ見直す。</p>

(4) IR区域拡張予定地（敷地D）の開発【修正】

- 拡張予定地の取扱いは開業から10年以内に決定
(修正前：2029年度末まで)



(5) 国の基本方針確定に伴う追加等

項目	内容
感染症対策 【追加】	<ul style="list-style-type: none">● 諸外国の I R の取組例や感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定、適切な対策を実施● 感染症が発生した場合、拡大状況等を踏まえ、国、府・市が発表する規制・方針等を踏まえ適切に対応、連携した取組み
ギャンブル等 依存症対策 【修正】	<ul style="list-style-type: none">● 2020年3月に策定した大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、市町村及び関係機関と連携協力し、有効な対策を着実に実施
事業者等対応指針 【追加】	<ul style="list-style-type: none">● 公平性・公正性及び透明性の確保を徹底するため、「事業者対応等指針」を策定・運用済み● 基本方針の修正に合わせ、特別職（知事・市長・副知事・副市長）を追加

(6) 土地契約関係

① 賃料（428円/m²・月）の時点修正【修正】

- ・ 土地価格時点から1年以上経過したこと等を踏まえ、時点修正等の補正を実施（不動産鑑定評価実施中）
- ・ 補正後の賃料は、募集要項において提示

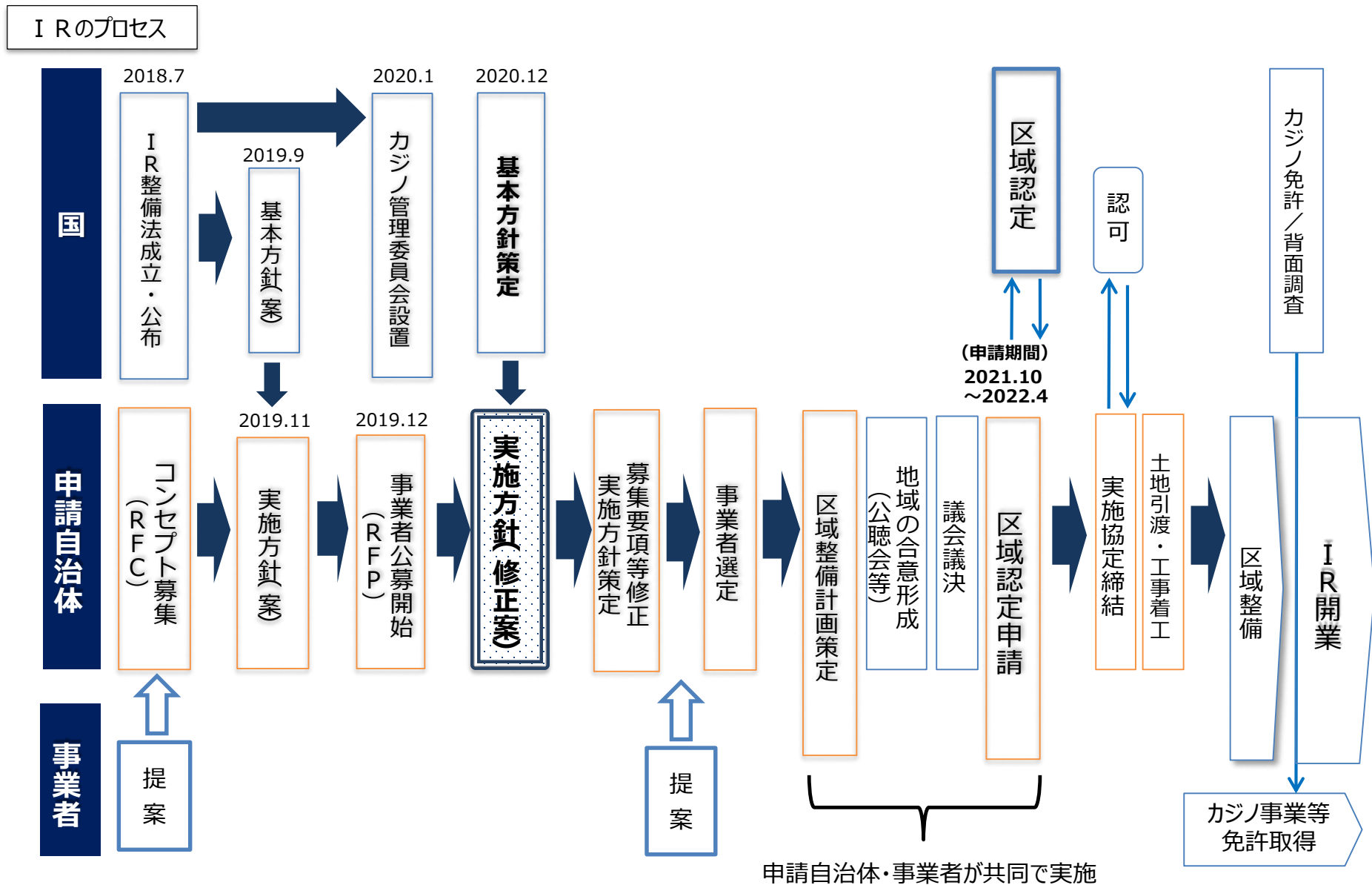
② 地中障害物・土壌汚染等の取扱い【追加】

- ・ 地中障害物及び土壌汚染等に起因して事業者の負担が増加すると見込まれる場合は、事業者の施設計画や施工計画等を踏まえ、対応方法等について事前に協議の上、大阪市の設計・積算基準等により、大阪市が当該増加負担のうち妥当と認める額を負担

(7) その他

- インフラ整備に要する費用の一部 202億5,000万円の事業者負担については変更しない。

【参考】 I Rのプロセスについて



【参考】 区域整備計画について

区域整備計画とは

- ・ 民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して作成する I R 区域の整備に関する計画

区域整備計画記載事項

- 意義、目標
- 区域の位置、規模
- 事業者の名称、住所、代表者の氏名
- 事業基本計画
 - ・ I R を構成する施設の種類・機能・規模・運営方針、工程、収支計画・資金計画、組織体制 など
- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策・措置
 - ・ 周辺地域の開発・整備、交通環境の改善 など
- 滞在型観光を実現するための施策・措置
 - ・ M I C E 誘致、広域的な観光ルートの設定 など
- カジノ施設の設置・運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策・措置
 - ・ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、ギャンブル等依存症対策 など
- 経済的社会的効果
 - ・ 国内外からの来訪者数、M I C E の開催件数、来訪者による消費額、地域における雇用創出 など
- 入場料・納付金の使途